

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成29年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市はこれまで、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、一層踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に策定した構造改革アクションプラン(平成23年4月改定)に基づき、平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定し、削減目標については、計画策定時に想定のなかった一定の増員要素を踏まえると達成したところとす。

その後も平成26年4月の中核市移行も見据え、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、平成24年12月に策定した「枚方市新行政改革大綱」に示す事務事業の見直しや効率化を進めていくため、平成26年3月に策定した「枚方市職員定数基本方針」を改訂し、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んできたところです。

各機関における取り組み

教育委員会では、平成28年度に図書館2館の指定管理者制度の導入を実施しましたが、さらに指定管理者制度の導入を進めるため、図書館全館での導入についての検討を進めました。加えて、学校校務員の適正配置を実施し、新行政改革実施プランの改革課題解消に向けて取り組みました。今後も引き続き、民間活力の導入を進めるとともに効率的な業務を遂行するため、適正な人事管理に取り組んでいきます。

上下水道事業では、平成23年4月の上水道・下水道事業の組織統合以降、事業運営の効率化を図ってきました。また、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組むとともに、特に専門性が要求される業務については、セーフティネットの確保に向けた職員配置に努めてきました。

平成28年4月には、上水道・下水道事業を一体的に捉えた実質的な統合となる機構改革を行いました。その後も、安定した上水道・下水道事業の継続に向けて、上下水道局内の連携・協力体制の強化や、緊急出動班の整備などの危機管理体制の強化を図っています。今後も、効率的・効果的な上下水道事業の運営に努めます。

病院事業では、平成29年3月に策定した「市立ひらかた病院改革プラン(第2次中期経営計画)」に基づき、「収支改善」、「経費削減」、「収入確保」、「経営の安定性」の観点から設定した数値目標の達成に向けた改善に努めてきました。平成29年度からは、新たに「緊急経営改善チーム」を設置し、全診療科とのミーティングを行うなど、診療内容等の適正化に努めました。今後も、患者の立場に立った質の高い、身体に優しい医療サービスの提供に努めつつ、経営の健全化に取り組んでいきます。

市全体としては、平成30年3月に改訂した枚方市職員定数基本方針に基づき、新行政改革実施プランに掲げる事務事業の見直しや民間活力の活用等により、職員数と総人件費の適正化を図っています。今後も新たな行政需要等も踏まえながら、簡素で効率的な行政運営のあり方について検討・検証を積み重ね、継続的に適切な定数管理に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号、公務員部長通知 平成29年3月31日 総行給第18号、公務員部長通知 平成30年3月28日 総行給第17号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

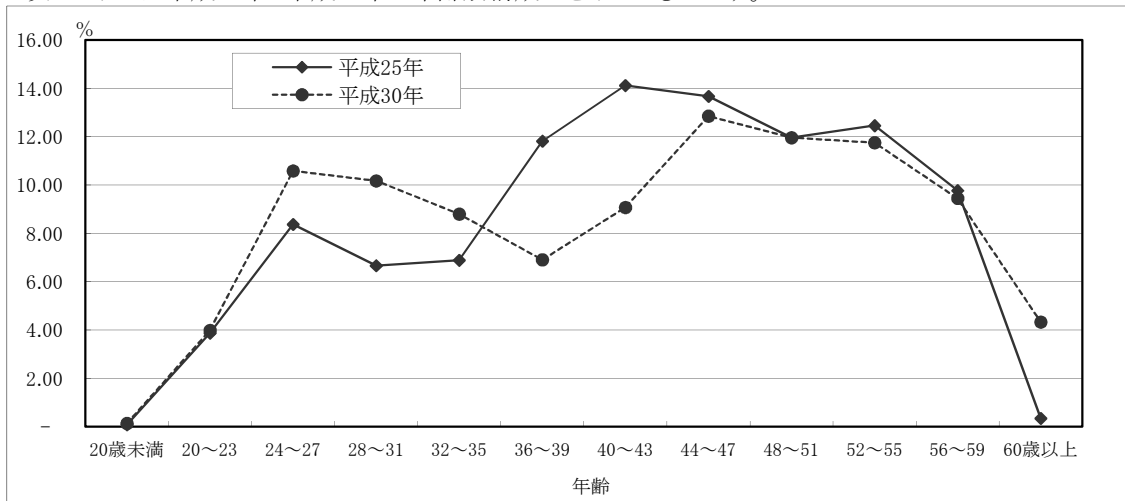
(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		平成30年(対前年)			平成29～30年の主な増減理由	
		平成29年	平成30年	増員	減員	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	20	1	0	1	議会業務の体制充実(増)
		総務・企画	368	339	27	56	△ 29	住民関連一般業務の体制見直し(減)
		税務	103	106	6	3	3	税務業務の体制充実(増)
		民生	612	630	45	27	18	その他の社会福祉施設業務の体制充実(増)
		衛生	413	406	15	22	△ 7	ごみ収集業務の体制見直し(減)
		労働	4	4	0	0	0	
		農林水産	14	14	0	0	0	
		商工	8	8	0	0	0	
		土木	250	252	40	38	2	土木一般業務の体制充実(増)
		計	1,791	1,779	134	146	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.0人 (中核市54市の人口1万人当たり平均職員数 45.5人)
	教育部門	400	391	31	40	△ 9	その他の社会教育施設業務の体制見直し(減)	
	小計	2,191	2,170	165	186	△ 21	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.7人 (中核市54市の人口1万人当たり平均職員数 54.5人)	
公営企業等会計部門	病院	443	456	20	7	13	病院業務の体制充実(増)	
	水道	99	96	5	8	△ 3	水道業務の体制見直し(減)	
	下水道	106	108	6	4	2	下水道業務の体制充実(増)	
	その他	83	80	0	3	△ 3	介護保険事業業務の体制見直し(減)	
	小計	731	740	31	22	9		
	定員管理調査合計	2,922	2,910	196	208	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.0人	
	[]内は 条例定数の合計	[3,233]	[3,153]	-	-	-		

[注] 定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成25年と平成30年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
平成25年	2	102	221	176	182	312	
平成30年	4	116	308	296	256	201	
区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成25年	373	361	316	329	258	9	2,641
平成30年	264	374	348	342	275	126	2,910

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門		1,669	1,760	1,808	1,767	1,791	1,779	110	6.6%
教育部門		319	328	344	377	400	391	72	22.6%
普通会計計		1,988	2,088	2,152	2,144	2,191	2,170	182	9.2%
公営企業等会計計		653	675	694	712	731	740	87	13.3%
総合計		2,641	2,763	2,846	2,856	2,922	2,910	269	10.2%

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(平成30年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
事務職員	事務員	913	336
	福祉主事	73	31
	児童指導員	2	2
	図書館司書	33	12
	体育指導員	3	1
	保育士	215	213
	介護職員	1	-
	心理相談員	2	2
	家庭児童相談員	3	3
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	11	11
	医療ソーシャルワーカー	1	-
	小計	1,258	612
技術職員	土木技術者	191	7
	建築技術者	63	16
	機械技術者	25	1
	化学技術者	34	6
	電気技術者	26	-
	設備技術者	1	-
	運転手	19	-
	運転手兼作業員	14	-
	作業員	231	1
	調理員	75	45
	用務員	11	7

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
技術職員	校務員	24	13
	電話交換手	-	-
	水道現業員	16	-
	行政的検査技師	-	-
	行政的放射線技師	2	-
	行政的保健師	70	70
	行政的看護師	16	16
	行政的准看護師	-	-
	行政的獣医師	8	4
	行政的薬剤師	12	8
	助産師	11	11
	看護師	267	256
	准看護師	4	4
	放射線技師	18	6
	検査技師	16	8
	薬剤師	18	12
管理栄養士	18	16	
その他医療技術者	26	9	
小計	1,216	516	
その他	医師	60	13
	教諭	17	17
	指導主事	42	12
小計	119	42	
合計	2,593	1,170	

〔注〕各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議員などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事級	1	-	3	-	3	-
部長級	22	2	22	3	22	3
参事級	19	1	12	-	4	-
次長級	45	10	53	11	47	11
副参事級	34	5	18	3	11	2
課長級	100	18	120	19	125	21
主幹級	18	2	11	-	11	1
課長代理級	312	75	295	82	280	83
副主幹	-	-	4	-	6	-
係長級	574	189	572	195	553	196
主任(主査級)	35	25	37	27	31	23
統括主任	22	19	25	23	-	-
主任	727	371	746	374	798	419
一般職員	602	366	614	384	583	369
その他	117	45	118	41	119	42
計	2,628	1,128	2,650	1,162	2,593	1,170

〔注1〕各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

〔注2〕「係長級」には監督を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。

〔注3〕「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・平成29年度)

次表は、平成29年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	83	445	18	12	65	90
市立ひらかた病院	26	35	3	3	30	35
上下水道局	11	36	3	3	19	1
市議会事務局	1	4	-	-	1	1
教育委員会	25	74	4	4	31	2
監査委員事務局	-	3	-	-	1	-
選挙管理委員会事務局	-	2	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	2	-	-	2	1
計	146	601	28	22	149	130

[注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。

[注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(平成29年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとして定められています。平成29年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	319	278	14
土木技術者	43	32	10
建築技術者	9	7	1
機械技術者	22	19	4
電気技術者	18	16	3
事務員・技術者 (身体障害者対象)	3	2	1
保育士	51	49	11
獣医師	5	5	2
行政的薬剤師	5	3	1
行政的歯科衛生士	4	4	1
行政的作業療法士	4	4	1
管理栄養士	23	23	2
作業員	21	19	3
行政的看護師	3	3	2
看護師	34	33	32
臨床工学技士	2	2	2
作業療法士	1	1	1
診療情報管理士	1	1	1
計	568	501	92

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

[注3] 事務員・技術者(身体障害者対象)は、身体障害者手帳に記載の身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

[注4] 土木技術者・建築技術者・機械技術者・電気技術者は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

II 職員の人事評価の状況

評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

総合評価制度は、職員の勤務姿勢、職務遂行能力及び成果・実績を的確に把握し、かつ、適正に評価し、その結果を異動・昇任・給与反映などに活用することで、職員の意識改革を図り、やる気を高めるなど、本市における人材育成の基盤と位置づけています。このような中、非管理職員も含め全職員を対象に評価結果を給与に反映しているところであり、さらにメリハリの利いた人事給与制度の構築を目指し、管理職員においては平成28年度より勤勉手当成績率の反映割合の拡充を行うとともに、非管理職員においても制度の拡充及び厳格な運用に向けた見直しを行いました。また、平成29年度から任期付職員及び一般職非常勤職員についても総合評価制度を実施しました。今後も制度の客観性、納得性のさらなる向上に取り組みます。

Ⅲ 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)28年度 の人件費率
29年度	403,989人	1,340億194万円	17億3,719万円	218億3,556万円 (215億1,379万円)	16.3%	15.9%

〔注1〕人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	2,117人	77億9,986万円	22億7,850万円	33億6,207万円	134億4,043万円	635万円	
【参考値】							
		給与費				一人当たり給与 費C/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		87億1,383万円	24億6,428万円	36億5,320万円	148億3,131万円	701万円	640万円

【参考】平成30年度一般会計予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	1,918人	73億5,267万円	19億7,848万円	32億1,821万円	125億5,494万円	654万円

〔注1〕平成29年度の職員数は、短時間勤務職員及び再任用職員を除いた人数です。

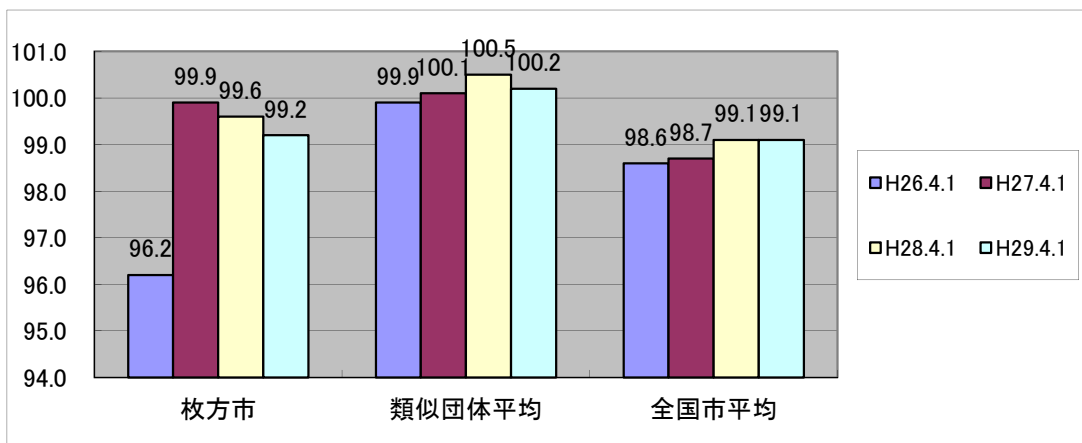
〔注2〕平成29年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕平成30年度の職員数は、一般会計予算に占める正職員の人数です。

〔注4〕一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。

〔注5〕上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



〔注1〕ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

〔注2〕類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。)のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容 (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する経過措置を実施。 他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。一部激変緩和のため減額措置を講じて、平成32年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の支給割合の見直し

[本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	43.7 歳	321,850 円	425,033 円	389,163 円
大阪府	42.3 歳	324,082 円	434,359 円	380,723 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.8 歳	319,632 円	404,999 円	365,205 円

② 技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	44.9 歳	229 人	308,335 円	362,974 円	354,399 円	5,790,056 円
うち 清掃職員	45.9 歳	119 人	316,111 円	369,217 円	363,078 円	5,914,959 円
うち 学校給食員	43.0 歳	40 人	293,919 円	346,205 円	339,702 円	5,537,862 円
うち 用務員	50.7 歳	22 人	345,570 円	393,002 円	389,030 円	6,378,911 円
うち 自動車運転手	43.4 歳	3 人	324,500 円	439,225 円	392,717 円	6,894,273 円
大阪府	52.3 歳	555 人	314,745 円	395,927 円	364,984 円	6,375,624 円
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—
類似団体	49.1 歳	250 人	330,593 円	387,927 円	363,718 円	—

民間 ※1				参考		民間 ※2		参考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	45.7 歳	293,000 円	4,023,000 円	1.26	1.47	—	—	—
調理士	41.7 歳	277,100 円	3,741,400 円	1.25	1.48	—	—	—
用務員	55.1 歳	207,300 円	2,818,600 円	1.90	2.26	62.0 歳	427,476 円	0.92
自家用乗用自動車運転者	57.5 歳	262,400 円	3,590,300 円	1.67	1.92	56.5 歳	389,274 円	1.13

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	35.9 歳	303,914 円	383,482 円
大阪府	38.7 歳	335,177 円	406,264 円
類似団体	39.6 歳	313,306 円	366,995 円

〔注1〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

〔注2〕「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成26～28年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

〔注3〕「民間 ※2」は、平成28年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成29年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成29年4月分)。

〔注4〕年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	180,800 円	総合職 182,700 円 一般職 178,200 円
	高校卒	161,700 円	146,500 円	146,100 円
	技能労務職	中・高卒	158,900 円	151,067 円

〔注〕平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,115 円	335,731 円	374,680 円	403,367 円
	高校卒	- 円	316,950 円	356,206 円	371,455 円
技能労務職	高校卒	222,963 円	304,200 円	328,300 円	344,630 円

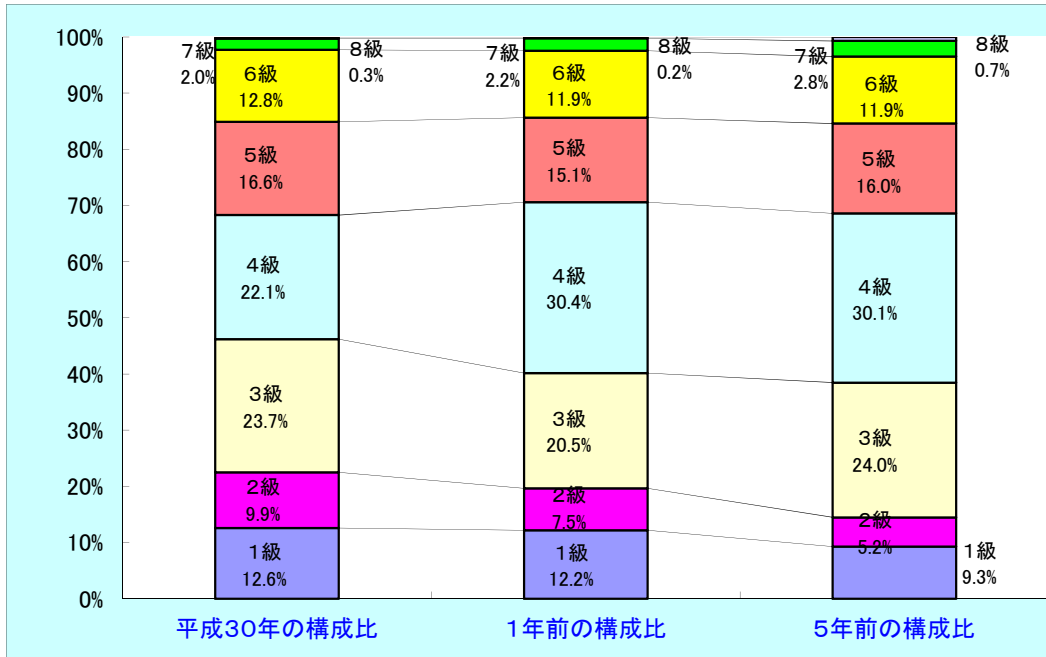
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	一般職員	142 人	12.6 %	142,600 円	247,100 円
2 級	一般職員	112 人	9.9 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主任	268 人	23.7 %	228,900 円	349,600 円
4 級	係長	250 人	22.1 %	262,000 円	380,600 円
5 級	課長代理	188 人	16.6 %	288,000 円	392,600 円
6 級	次長・課長	145 人	12.8 %	362,300 円	444,500 円
7 級	部長	22 人	2.0 %	407,700 円	468,200 円
8 級	理事	3 人	0.3 %	458,000 円	527,100 円

〔注1〕枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(枚方市)

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分			○	○
	標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市			大阪府			国		
1人当たり平均支給額(28年度) 1,434千円			1人当たり平均支給額(28年度) 1,694千円			—		
(29年度支給割合)			(29年度支給割合)			(29年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.85 月分 (0.40) 月分	6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.85 月分 (0.40) 月分	6 月 期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.85 月分 (0.40) 月分
12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	12 月 期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分
計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.80 月分 (0.85) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.80 月分 (0.85) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20% 管理職加算 加算なし			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		

[注1] 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

[注2] 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(枚方市)

平成29年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~45%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
平成29年度1人当たり平均支給額	5,685 千円	21,831 千円			

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

[注4] 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		965,634 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		372,804 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,608 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		99.2	
(ラスパイレース指数)		0.0	

[注] 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数×((1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)

ラスパイレース指数については、平成29年4月1日現在のものです。

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		4,769 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		37,032 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		3.4 %		
手当の種類(手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	407 千円	1件あたり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	61 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		日額450円
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,457 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	—	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	—	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	106 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	2,088 千円	日額2,800～12,800円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務		
		クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	649 千円	月額2,000円
		例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など		

[注] 特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	644,153 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	320 千円
支給実績(28年度決算)	599,298 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	317 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	223,663 千円	244,992 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+ 11,000円	同じ	—	123,088 千円	309,324 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出 し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出 し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900 円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,940円 (以降2kmごとに720円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,620円 (以降2kmごとに1,810円(20km以上 は2kmごとに1,550円)加算)	異なる	【交通機関利用者】 月額55,000円が支給 限度額 【交通用具利用者】 距離に応じてのみ算 出し支給 月額31,600円支給額 限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未 満 4,200円 (以降5kmごとに2,900 円(40km以上45km未 満は2,800円、45km以 上は5kmごとに1,800 円)加算)	231,644 千円	101,955 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額とし て官職に応じて支給 月額46,300円 ~139,300円	357,449 千円	702,708 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期 間の区分に応じて支給 16年未満 308,300円 16年以上17年未満 305,000円 17年以上18年未満 301,700円 18年以上19年未満 298,400円 19年以上20年未満 295,100円 20年以上21年未満 291,800円 21年以上22年未満 278,000円 22年以上23年未満 264,000円 23年以上24年未満 250,500円 24年以上25年未満 236,600円 25年以上26年未満 222,900円 26年以上27年未満 205,300円 27年以上28年未満 188,200円 28年以上29年未満 170,900円 29年以上30年未満 153,300円 30年以上31年未満 135,300円 31年以上32年未満 117,000円 32年以上33年未満 99,100円 33年以上34年未満 73,100円 34年以上35年未満 48,800円	同じ	—	7,355 千円	2,451,800 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時から午前5時)に勤務したとき に勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に 応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200 円支給	—	—

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,023,000 円 (818,400) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,214,000 円 / 760,000 円
	副 市 長	890,000 円	987,000 円 / 736,100 円
報 酬	議 長	766,000 円 (720,000) 円	846,000 円 / 625,000 円
	副 議 長	727,000 円 (683,300) 円	769,000 円 / 555,000 円
	議 員	669,000 円 (628,800) 円	704,000 円 / 510,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成29年度支給割合)	
	副 市 長	4.3月分	
退 職 手 当	議 長	(平成29年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.3月分	
退 職 手 当	市 長	算定方式	(1期の手当額) (支給時期)
		給料月額×在職月数×50/100	24,552,000 任期ごとに支給
	副 市 長	給料月額×在職月数×30/100	12,816,000 任期ごとに支給
	備 考		

- [注1] 市長の()内の数字は、特別措置による給料月額20%減額(平成27年9月23日から実施)後の額です。
 [注2] 議長、副議長及び議員の()内の数字は、特別措置による報酬月額6%相当額減額(平成24年4月1日から実施)後の額です。
 [注3] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、現任期に限り不支給となっています。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度 水道事業会計	53億7,454万円	14億9,328万円	5億6,526万円	10.5%	12.8%
29年度 下水道事業会計	106億1,945万円	17億8,810万円	7億3,850万円	7.0%	6.1%

- [注1] 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計257,738千円、下水道事業会計314,866千円)を含んでいません。
 [注2] 職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計40,370千円、下水道事業会計12,214千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計16,509千円、下水道事業会計17,631千円)及び退職給付費(下水道事業会計147,327千円)を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	191人	7億3,742万円	2億2,775万円	2億7,784万円	12億4301万円	650万円	657万円

- [注1] 給与費には、上下水道事業管理者、再任用職員及び一般職非常勤職員に支給する給料等は含んでいません。
 [注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。
 [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	43.2 歳	372,664 円	550,736 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市上下水道局		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,570千円		1,434千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%			その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%		
調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算			調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		
平成29年度1人当たり平均支給額 2,980 千円 21,673 千円			平成29年度1人当たり平均支給額 5,685 千円 21,831 千円		

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

[注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	88,464 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	394,782 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	226 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	646 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	24,092 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	11.9 %		
手当の種類(手当数)	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成29年度決算)
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	607 千円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	39 千円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業	
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)	
災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業			
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行う作業など	日額220~650円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	64,325 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	357 千円
支給実績(28年度決算)	57,456 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	322 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	24,486 千円	235,630 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	10,636 千円	303,153 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,940円 (以降2kmごとに720円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,620円 (以降2kmごとに1,810円(20km以上は2kmごとに1,550円)加算)	同じ	—	23,685 千円	115,534 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	30,660 千円	696,827 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	95億4,954万円	▲9億6,719万円	39億2,804万円	41.1%	41.5%

[注1] 総費用については、平成29年度分引当金繰入額 260,106千円を含んでいます。

[注2] 職員給与費には賞与等引当金繰入額 260,106千円、退職給付引当金繰入額 0千円を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	446人	15億9,038万円	9億2,528万円	6億6,715万円	31億8,281万円	713万円	685万円

[注1] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費で、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

[注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院	40.1 歳	334,169 円	592,463 円
うち 医師	45.1 歳	509,368 円	1,327,599 円
うち 看護師	38.3 歳	291,247 円	463,872 円
うち 事務局員	45 歳	415,576 円	623,457 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医師	43.6 歳	568,024 円	1,362,558 円
うち 看護師	37.8 歳	289,210 円	458,998 円
うち 事務局員	44.3 歳	345,719 円	527,590 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市立ひらかた病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(28年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,430千円		1,434千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

市立ひらかた病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
平成29年度1人当たり平均支給額	633 千円	17,837 千円	平成29年度1人当たり平均支給額	5,685 千円	21,831 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	168,918 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	383,905 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	440 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	414,773 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	1,260,708 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	73.3 %			
手当の種類(手当数)	7 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,443 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	448 千円	日額:医師380円、看護師290円、技師90円
診療手当	医師	診療業務	311,288 千円	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	101,098 千円	1回当たり2,000～9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	496 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	—	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	—	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	84,202 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	188 千円
支給実績(28年度決算)	89,144 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	201 千円

〔注〕 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	30,643 千円	216,680 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	30,192 千円	317,244 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,940円 (以降2kmごとに720円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,620円 (以降2kmごとに1,810円(20km以上は2kmごとに1,550円)加算)	同じ	—	40,207 千円	115,701 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	68,152 千円	667,602 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	41,820 千円	795,302 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成30年4月1日現在)

勤務時間など	本庁などの場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間:午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分
--------	--

〔注1〕 休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

〔注2〕 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替などの勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成29年度)

区分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延職員数(人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	21,611.0	13.1	15,201.5	9.2	3,330.7	2.0	19,829
市立ひらかた病院	4,044.6	9.4	2,887.4	6.7	144.0	0.3	5,168
上下水道局	2,486.7	13.3	1,303.4	7.0	531.9	2.8	2,247
市議会事務局	144.5	7.6	284.8	15.0	39.0	2.1	228
監査委員事務局	58.2	8.3	129.8	18.5	-	-	84
選挙管理委員会事務局	100.2	12.5	55.0	6.9	-	-	96
農業委員会事務局	65.9	9.4	36.1	5.2	-	-	84
教育委員会	4,008.8	12.7	2,500.5	7.9	552.7	1.8	3,781
計/平均	32,519.9	12.4	22,398.5	8.5	4,598.3	1.8	31,517

〔注1〕 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成30年4月1日現在)

種類	付与期間
ドナー休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護休暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親族死亡休暇	続柄に応じ付与(例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏季休暇	5日以内
長期在職休暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短期介護休暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成29年度)

(単位:時間・人)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	181,769	15,486	11.74
市立ひらかた病院	33,193	4,063	8.17
上下水道局	24,172	1,736	13.92
市議会事務局	1,269	156	8.13
監査委員事務局	193	48	4.02
選挙管理委員会事務局	957	48	19.94
農業委員会事務局	159	48	3.31
教育委員会	38,570	2,570	15.01
計	280,282	24,155	11.60

〔注〕 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

V 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(平成29年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	28	-	28

〔注〕 各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(平成29年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成29年5月29日	戒告	1	パワーハラスメントによるもの
平成29年8月30日	停職	1	上記の管理監督責任によるもの
	減給	2	
	戒告	1	
	訓告	1	
平成29年9月5日	訓告	1	飲酒を伴う場での委員慰留の公務出張承認によるもの
	訓告	1	飲酒を伴う場での委員慰留の公務出張取扱によるもの

[注] 各任命権者分を含みます。

<参考> ◆平成30年度(9月30日現在)

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
平成30年5月31日	減給	1	市職員の誹謗中傷等を記載してFAX送信したことによるもの

VI 職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成29年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成29年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数	事例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	3	株式会社の監査役への就任等
自ら営利企業を営む場合	12	相続した不動産の賃貸経営等
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	66	勤務時間外における社会保障生計調査事務への従事等
計	81	

[注] 各任命権者分を含みます。

VII 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(平成29年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
式田 康子	子ども青少年部長	平成30年3月31日	平成30年4月1日	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	事務局長
塚原 誠一	福祉部 次長	平成30年3月31日	平成30年4月1日	一般財団法人 大阪市青少年活動協会	指導系特別嘱託職員
津田 佳積	子ども青少年部 次長	平成30年3月31日	平成30年4月1日	特定非営利活動法人 陽だまりの会	地域活動支援センター職員
人見 泰生	社会教育部 戦略監(全児童対策担当)	平成30年3月31日	平成30年4月1日	学校法人 関西外国語大学	学生部 次長
細川 隆史	市立ひらかた病院 診療局 内科 部長	平成30年3月31日	平成30年4月1日	学校法人 大阪医科大学	助教
松井 一郎	中央図書館 副館長	平成30年3月31日	平成30年4月1日	株式会社 リブネット	図書館長
山口 俊也	社会教育部 次長	平成30年3月31日	平成30年5月16日	株式会社 セノン 大阪支社	嘱託社員

VIII 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、平成25年1月に策定した枚方市の人材育成基本方針「職員の成長を支えるための基本方針 ～『自立』から『自律』へ～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

(1) 研修の実施状況(平成29年度)

①職場外研修

(単位:日、人)

研修名	対象者	日数	受講者数	
職場研修	職場研修主担者研修(説明)	職場研修主担者	2	94
管理・監督・一般職員研修(階層別研修)	新入職員研修(4月)	平成29年4月入職の職員	6	98
	新入職員研修(6月)	平成29年6月入職の職員	2	3
	新入職員フォローアップ研修	平成29年4月及び6月入職の職員	2	98
	新入職員研修(市民インタビュー)	平成29年4月及び6月入職の職員	—	95
	地方公務員法研修	平成29年4月及び6月入職の職員	2	106
	地方自治法研修	平成28年度入職(入職2年目)の職員	2	95
	憲法研修	平成27年度入職(入職3年目)の職員	2	123
	コミュニケーション(入職2年目)	平成28年度入職(入職2年目)の職員	3	84
	大阪人権博物館(リバティおおさか)体験研修	平成26年度入職(入職4年目)の職員	2	103
	入職5年目研修(マーケティング)	平成25年度入職(入職5年目)の職員	2	78
	キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目の職員(いずれかの早い時点で受講)	2	61
	新任主任基本研修	新任主任	2	81
	新任係長基本研修	新任係長	1	57
	新任課長代理基本研修	新任課長代理	1	34
	新任課長基本研修	新任課長(級)	1	39
	新任主任研修(問題発見・解決力向上)	新任主任	2	84
	新任係長研修(政策形成)	新任係長	2	49
	新任課長代理研修(コミュニケーション・労務管)	新任課長代理	1	31
	新任課長(級)研修(リスクマネジメント)	新任課長(級)	1	30
	新入職員指導育成者研修	新入職員指導育成者及	2	82
	人材育成(評価者)研修	新任課長代理	1	33
	人材育成(評価者)研修	課長(級)職員、課長代理(新任課長代理は除く)	6	493
	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画にかかる管理職研修(イクボス養成)	課長(級)以上の職員	2	196
理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	30	
次長・課長研修	次長・課長(級)職員	1	57	
実年(ベテラン)職員研修	平成29年度に59歳となる職員	2	60	
新入任期付職員研修	平成27年度当該研修実施後に新規採用された任期付職員、一般職非常勤職員及び希望する特別職非常勤職員(未受講に限る)	2	104	

研修名			対象者	日数	受講者数	
能力開発・専門研修	公募型スキルアップ研修	前期	仕事力アップ研修	希望する職員	1	14
			ミスゼロ仕事の段取り術研修	希望する職員	1	18
		後期	ファイリング実践研修	希望する職員	1	26
			公務員のためのクレーム対応研修	希望する職員	1	16
		手話研修(1回目)	(公募による)	1	38	
		手話研修(2～4回目)	希望する職員	3	15	
		キャリアプランニング研修(女性活躍推進研修)	希望する女性職員	1	19	
		人材マネジメント部会派遣研修	(公募による)	-	3	
		人材マネジメント部会派遣研修市長報告会	希望する職員	1	60	
		専門研修「職員力を高めよう!その⑬」(研修参加者及び被災地派遣者報告会)	希望する職員	1	58	
派遣研修		コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	-	16	
		先進都市視察等派遣研修	(公募による)	-	6	
		派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	-	36	
		長期派遣研修(国・大阪府)	-	-	7	
		河北研修協議会主催研修	平成29年度入職の職員、希望する職員	-	102	
		マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	-	103	
		その他派遣	希望する職員	-	129	
公務員基礎研修		人権研修	課長代理(級)職員	4	293	
		人権研修	新任課長代理	1	30	
		人権研修	新任係長、新任主任	2	142	
		ハラスメント防止研修(コンプライアンス推進課と共催)	職場研修主担者及び希望するセクシャルハラスメントに関する	3	103	
		公務員倫理研修(コンプライアンス推進課と共催)	課長及び職場研修主担者	2	118	
		メンタルヘルス(ラインケア)研修(職員課と共催)	課長及び施設の長	2	157	
		メンタルヘルス(セルフケア)研修(職員課と共催)	希望する職員	1	29	
	男女共同参画推進研修(人権政策室と共催)	男女共同参画推進本部幹事及び男女共同参画推進本部	1	99		

[注]各任命権者分を含みます。

②自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	10グループ
大学院修学奨励制度	1人
通信研修	2人
資格取得	9人
公開講座受講	17人

[注]各任命権者分を含みます。

③職場研修

件数
629件

[注]各任命権者分を含みます。

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

(単位:千円)

区分	平成29年度			平成30年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	47,005	27,748	1:0.56	1:0.56
大阪府教職員互助組合	*7,948	791	1:0.14	1:0.14

*負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含んでいます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成29年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	15	5
市立ひらかた病院	9	3
上下水道局	5	1
市議会事務局	-	-
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
教育委員会	9	9
計	38	18

X 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成29年度)

0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成29年度)

0件

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成29年度)

0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。